

公認会計士監査への対応について

✓ 公認会計士監査をうまく活用しましょう

- 公認会計士監査の目的は、農協の 計算書類等（計算書類及びその附属明細書）が 概ね適正か（重要な間違いがないか） を判定し、結果を監査意見として表明すること です。

注）農協の監査を行う公認会計士の選任については、農協法において、監事が「会計監査人選任議案」を策定し、総会・総代会の決議によって選任されることとされています。

- 一般に、公認会計士監査には以下の点が期待されます（農協の監査にも当てはまります）。
 - ・ 監査を受ける組織の 決算財務に対する社会的信頼の向上
 - ・ 監査を通じた有用な情報提供による、監査を受ける組織の 経営・業務の効率化やコンプライアンスの強化



- 農協の役職員においては、「受け身」の監査ではなく、様々な業種の監査経験を有する 公認会計士のノウハウを積極的に活用 することにより、費用対効果の面からみても、公認会計士監査をより有益なものにできる といえます。

公認会計士監査については、①公認会計士は、組合の計算書類等について監査を行い、監査意見を表明する責任を負う一方、②農協には、もともと適正な計算書類等を作成する責任 があります。この計算書類等に対する作成者と公認会計士の役割・責任の分担関係を「二重責任の原則」と呼びます。

✓ 公認会計士監査への移行を契機として、内部統制の整備・運用を更に進めましょう

- 公認会計士監査への対応として「内部統制の整備・運用」が不可欠です。

【内部統制の整備・運用】

業務処理や会計処理が正しい手順で行われるよう、組織の役員及び各部署の職員が守るべきルールを整備し、それを着実に運用する（役職員によってそれらが守られる）組織全体の取組（ルールの整備とその遵守に関する組織としての取組）

- 内部統制の整備・運用が出来ていれば、公認会計士監査において、計算書類等を直接的に検証する範囲や回数を少なくでき、コスト低減につながり得ます。

- また、内部統制の整備・運用は、本来、農協にとって 経営全体の効率化やガバナンスの強化（不正の防止）、また、職員一人ひとりにとっても 日常の業務の効率化や引継事務の簡便化 などに非常に役立つものです。



- 内部統制の整備・運用については、農協のトップの理解とそれに基づく組織横断的な取組が必要です。また、各現場の 職員一人ひとりが、内部統制の整備・運用について、その考え方を理解し、主体的に実践 していくことが望まれます。

内部統制の整備・運用が十分でない場合（会計処理等が正しい手順で行われていないといった場合）、会計の不正や重大なミスにつながりかねません。これは、農協役員の監督責任に直結し得る問題です。

⇒ 内部統制の整備・運用の不備は、農協役員の 善管注意義務違反 や 組合員代表訴訟の対象 となるおそれがあり、注意が必要です（このことは公認会計士監査に移行することによるものではなく、これまでも同様です）。

✓ コスト低減のポイントを押さえ、公認会計士監査への対応に積極的に取り組まれることを期待します（農水省は農協の取組を後押しします）

- 農水省は、全国各地の農協における公認会計士監査への移行に向けた取組を後押しするため、公認会計士監査の着眼点とそれへの対応方策を示す資料（「公認会計士監査の着眼点とそれへの対応について」※）をまとめました。

※ 公認会計士監査の意義・目的や内部統制の整備・運用に関する考え方を紹介するとともに、監査コストの低減を図る上で有用と考えられる実務的なポイントを提示。

- 当資料は、
 - ・ 内部統制に関する取組が進んでいる農協では、自らの取組に抜けている点はないか、もっといいやり方はないかという視点でチェックする材料として、
 - ・ 取組途上の農協では、取組に当たっての ひとつの指針あるいは手引として、参考になり得るものと考えます。



- 各農協におかれては、自らの取組の状況に応じて当資料も活用しつつ、引き続き、公認会計士監査への対応に積極的に取り組まれることを期待します。

31年度予算案において、公認会計士監査への円滑な移行を図るため、各地域の農協の実態に応じた課題を克服できるよう、農協の実情や会計監査に知見を有する者が、全国から複数の農協を選定して、監査コスト合理化の具体化策について調査し、そこで得られた知見を他の農協へも周知する事業に要する予算を計上しています。